

第1章 金沢区まちづくり方針について

1 金沢区まちづくり方針策定の経緯

「金沢区まちづくり方針」は、おおむね 20 年後のまちの将来像を描くものです。

まちの将来像を描くためには、区民の皆さまと行政が話し合いながら、地域の課題や将来像について共通の認識を持つことが何よりも必要です。

(1) 「金沢区まちづくり方針」(平成 12 年 12 月) 策定時の経緯

「金沢区まちづくり方針」の策定の第一歩は、区民会議や「ゆめはま 2010 プラン金沢区計画」策定にあたり寄せられた意見を整理することでした。さらに区内では福祉、環境保護、歴史、防災防犯、地域経済の活性化等さまざまな視点からまちづくり活動は展開されており、その活動の中からも意見が寄せられました。また、平成8年から取り組まれている民・学・公連携によるまちづくり活動からは、区域全体の骨格なども提案されています。これらを踏まえ、「金沢区まちづくり方針 策定のためのたたき台」にまとめました。

そしてこの「たたき台」をもとに平成 11 年8月から9月にかけて6地区で地域別懇談会を開催しました。地域別懇談会では、道路や環境、福祉等の多分野にわたり、多くの御意見・御提案をいただき、これらを踏まえて「金沢区まちづくり方針 素案」を作成しました。

平成 12 年2月には「金沢区まちづくり方針 素案」の公表を行い、6地区で地区別の素案説明会を開催し、いただいた御意見を原案に反映し、都市計画審議会を経て平成 12 年 12 月に「金沢区まちづくり方針」を確定しました。

(2) 「金沢区まちづくり方針」改定の経緯

「金沢区まちづくり方針」策定から 15 年以上が経過し、金沢区では人口減少や少子高齢化が進行しており、それに伴う新たな課題が生じています。また、地球温暖化対策などの環境意識や、東日本大震災以降は津波対策、崖地対策など防災意識が高まっています。さらに、平成 18 年6月には上位計画である「横浜市基本構想(長期ビジョン)」が策定され、平成 25 年3月に「横浜市都市計画マスタープラン 全体構想」が改定されました。さらに、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下「整開保」といいます。)の改定が行われています。また、横浜市の様々な分野別計画や、「金沢区地域福祉保健計画 いきいき金沢・ささえあいプラン」(平成 28 年3月)など金沢区の分野別計画が策定・改定されました。「金沢区まちづくり方針」についても、これらの計画と整合性を図る必要があるため、このたび改定を行うこととしました。

平成 26 年度から「金沢区まちづくり方針」の改定に向け、地区推進連絡会等でまちづくりに関する御意見をうかがいながら、素案作りを進めてきました。

2 「金沢区まちづくり方針」の基本的な位置付け

「金沢区まちづくり方針」は、これまでのまちづくり活動の成果を踏まえて、地域の視点を明らかにしながら、金沢区内の都市計画に関する内容を総合的に整理し、方針としてとりまとめたものです。

(1) まちづくり方針の役割

「金沢区まちづくり方針」は、区におけるまちづくりが円滑に進むよう、次の役割を担います。そして、関係者が調整を進める際に共通の手がかりとなります。

- ①金沢区内の都市計画に関する方針や情報を分かりやすくまとめ、区民の皆さまにお知らせすること。
- ②主に都市計画分野について金沢区の目標や将来像を明らかにし、長期にわたるまちづくりの方針とすること。
- ③金沢区でよりきめ細かくまちづくりを検討するため6つの地域生活圏を設定し、圏域ごとのまちづくりの方針を明らかにすること。
- ④まちづくりの目標を市民と共有することにより、まちづくりに多様な主体が参画する機会を促します。

金沢区まちづくり方針は、今回、まちづくり方針の改定を通じて、区民の皆さまと行政とが、パートナーシップに基づいた、きめ細かなまちづくりを進めるための契機にしていきたいと考えています。また、金沢区まちづくり方針は、社会・経済情勢の変化や技術革新、区民意識の変化、市民活動の成果等によって見直され、新たな課題に対応し、よりよいものに書き換えられていくことが期待されます。

(2) 都市計画法の位置付け

「金沢区まちづくり方針」は、都市計画法第18条の2に規定されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置付けられ、市が定める都市計画はこれに即して定められます。横浜市における都市計画マスタープランは、横浜市域全体について定めた「全体構想」と「地域別構想」である「区プラン」および「地区プラン」の3段階の構成を基本とし、「金沢区まちづくり方針」は、地域別構想に当たります。

(3) 上位計画や他の分野別計画との整合について

「金沢区まちづくり方針」は、上位計画である「横浜市基本構想(長期ビジョン)」及び「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等に即して定めています。また、横浜市域全体を対象として定められた全体構想を前提としつつ、各分野別計画と整合を図っています。

(4) 計画期間の考え方

基本的な目標年次はおおむね2038(平成50)年頃とし、長期にわたるまちづくりの将来像を描くものです。

